

経営事項審査制度の改正 ④ 連結財務諸表による経営事項審査(その2)

はじめに

平成 20 年 4 月 1 日以降実施される経営事項審査から、改正された建設業法施行規則および関連の告示、通知等により経営事項審査が実施されております。

先月から、新たに整備された連結財務諸表による経営事項審査について解説しております。今回はその 2 回目です。いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

1. 大会社かつ有報提出会社

会社法の大会社でかつ金融商品取引法に基づく有価証券報告書を提出する会社については、建設業法施行規則第 19 条の 4 の規定に基づき、Y 点評価は連結財務諸表によることとなります。この場合の Y 点算定における単独決算の場合との相違点は以下のとおりです。

(1) 自己資本の金額

自己資本の金額は、単独決算の場合は純資産合計の額になりますが、連結決算の場合には、純資産合計の額から少数株主持分の金額を控除した額とします。この結果、自己資本対固定資産比率及び自己資本比率の算式が単独決算の場合と異なることとなります。

(2) 営業キャッシュフローの額

単独決算においては、営業キャッシュフローの金額は、定められた算式を用いて算定しますが、連結決算の場合には、連結キャッシュフロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フローの額」に基づいて算定します。

2. 一定の要件を満たす親会社及び企業集団

大会社かつ有報提出会社ではないケースのうち、会計監査人設置会社であるケースについては、国土交通省から、3 月 10 日付で「一定の要件を満たす親会社および企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」(国総建第 321 号)という通知が出されています。このケースには、①大会社ではないが有報提出会社であるケース、②有報提出会社ではなく大会社でもないが、会計監査人設置会社であるケースの二つの場合が考えられます。

(1) 親会社の場合

このケースの親会社については、「監査証明書の写しを提出することによって、経営状況の審査にその連結財務諸表を用いることができる」とされ

ています。つまり、このケースの親会社の場合は、経営状況の審査について、単独決算か連結決算かのいずれかを任意で受審できることとなります。

連結決算による場合、Y 評点は、大会社かつ有報提出会社の場合に準拠して算定することとされていますが、問題は上記②に記した有報提出会社ではない会社の場合です。先月号に記載したように、会社法に基づく連結計算書類には、連結キャッシュ・フロー計算書が含まれておりません。このため、営業キャッシュフローの金額に何を採用するかが問題となります。この点は国土交通省から、確定次第、通知が出るものと聞いています。

(2) 企業集団に属する子会社の場合

① 親会社の要件

会計監査人設置会社であり、次のいずれかに該当するもの

ア) 有報提出会社の場合

子会社との関係において財務諸表等規則第 8 条第 4 項各号のいずれかを満たすものであること

イ) 有報提出会社以外の場合

子会社の議決権の過半数を自己の計算において所有しているものであること

② 子会社の要件

以下のいずれにも該当する建設業者

ア) 子会社の売上高が連結売上高の 5%以上を占めること

イ) 単独決算の Y 点が連結の Y 点の 2/3 以上であること

上記各要件を満たす場合には、親会社の連結財務諸表による Y 評点が親会社及び子会社の Y 評点として認定されることとなります。

なお、①イ)に記載した親会社の要件について、会社法上は、会社法施行規則第 3 条に示されており、会社法施行後は、財務諸表等規則に規定する定義①ア)と実質的な相違はなくなったと解されています。それにもかかわらず、この通知で有報提出会社以外の場合の親会社の要件を上記のように限定している意図は不明です。この点については、通知で規定されている以上、これに従わざるを得ないわけですが、機会があれば国土交通省にその趣旨を確認してみたいと思っています。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)